

（令和8年7月）

住居確保給付金 （転居費用補助）のしおり

越谷市

1. 住居確保給付金（転居費用補助とは）

同一の世帯に属する者の死亡又は本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者に対し、家計改善の支援において転居により家計が改善することが認められる方に対して、転居費用相当分の住居確保給付金を支給します。

《支給額》 下記を上限として支給（初期費用等＋引越費用等）

世帯人数	上限額
1人	129,000 円
2人	156,000 円
3人～5人	168,000 円

※6人以上については、お問い合わせください。

※転居先が越谷市内である場合になります。転居先の住宅が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の3倍（これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額）が上限となり、支給上限額以内で支給します。

《支給方法》 初期費用については、越谷市から不動産仲介業者等へ支払います。

運搬費用等に関しても原則、越谷市から引越業者へ振り込みます。

支給額より超えた分に関しては受給者の自己負担となります。

2. 支給要件

申請時に以下の①～⑧の全てに該当する方が対象となります。

①申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。

②申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

③申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

④申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の表の金額以下であること。

※ 収入は、給与、事業収入のほか、公的年金、仕送り、失業等給付、傷病手当金等を含む。

※ 給与は、交通費を除いた総支給額。（社会保険等は控除しません。）自営業の場合は、経費を差し引いた後の額。公的年金は、税金等を差し引く前の総支給額。

1世帯あたりにおける収入基準額表

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額（上限）
1人	89,000 円	43,000 円	132,000 円まで
2人	131,000 円	52,000 円	183,000 円まで
3人	157,000 円	56,000 円	213,000 円まで
4人	194,000 円		250,000 円まで
5人	232,000 円		288,000 円まで

⑤申請日において、申請者及び申請者と同一世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が、次の表の金額以下であること。

※ 金融資産は、預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいう。なお、負債がある場合は、金融資産と相殺はしない。

1世帯における資産基準額表

世帯人数	金融資産
1人	534,000 円
2人	786,000 円
3人	942,000 円
4人以上	1,000,000 円

⑥生活自立相談「よりそい」にて家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の2点に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。

・転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

・転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

⑦自治体等が実施する離職者等に対する転居の確保を目的とした類似の給付等申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

3. 対象経費

転居費用補助の支給対象・対象外の経費は以下のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象外の経費
・転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料等） ・転居先へ家財の運搬費用 ・ハウスクリーニング等の原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に支払う家賃（前家賃） ・家財や設備の購入費

4. 再支給

受給者が転居費用補助の受給後に、同一の世帯に属する者の死亡、又は同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、2の支給要件に該当する方は再支給することができますので、その時点で居住している市町村へお問い合わせください。

5. その他

住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について徴収します。

住居確保給付金（転居費用補助）の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき、官公署、銀行、事業主等に対して、資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

6. 住居確保給付金（家賃補助）

転居費用補助以外に、住居確保給付金には家賃補助があります。

離職や廃業又はやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある方に、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給要件に関しては、別途お問い合わせください。

お問い合わせ先

「生活自立相談よりそい」

（越谷市生活困窮者自立相談支援機関）

TEL：048-963-9212

越谷市福祉部生活福祉課

TEL：048-963-9162